

令和5年4月10日

保護者各位

寄居町教育委員会

令和5年度学校給食費補助金（第3子以降の給食費無料化事業）の
申請について（お知らせ）

町では、多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、学校給食費の補助を実施しています。

つきましては、学校給食費の補助に係る「給食費補助金交付申請書」を配布いたしますので、下記事項を確認のうえ、対象者は児童生徒が就学する町立小・中学校へ提出してください。

記

1 対象者

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童の学校給食費を負担している保護者。

なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一にしている必要があります。【詳細は裏面参照】

2 次のいずれかに該当するときは、対象になりません。

- ① 学校給食費に未納がある。
- ② 国又は地方公共団体の負担において学校給食費に係る扶助を受けている。
- ③ 生活実態が認められない。

3 申請手続について

対象となる保護者は、4月28日(金)までに、別紙「寄居町学校給食費補助金交付申請書」を児童が就学する町立の各小・中学校へ提出してください。

4 支給方法について

補助金は個人の口座への振込等を行わず、直接給食費へ充当いたします。
補助金の認定は扶養関係の確認等で6月までかかりますが、認定が見込まれる場合は、4月分の給食費から引き落としが停止される予定です。ただし、補助金交付対象から外れることが明らかとなった場合には、4月分に遡って認定を取り消し、補助金の返還を請求する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、この補助金以外の学校給食費に係る公的扶助を申請中である場合は、認定を保留させて頂く場合がありますので、併せてご承知おきください。

【問い合わせ】町立学校給食センター
電話：581-2139

様式第1号（第3条関係）

寄居町学校給食費補助金交付申請書

年 月 日

寄居町長 あて

住 所

申請者 保護者氏名 印

電話番号

寄居町学校給食費補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

補助金限度額（年額）

小学校児童(第1学年)：	43,280円	中学校生徒(第1学年～2学年)：	55,000円
小学校児童(第2学年～6学年)：	44,000円	中学校生徒(第3学年)：	53,182円

2 補助金対象期間 令和 年 月分 から 令和 年 月分

3 寄居町に住所を有し、生計を一にしている子（出生の早い順）

出生順	氏 名	性別	生 年 月 日	備 考（学校名・学年）
1			・ ・	
2			・ ・	
3			・ ・	
4			・ ・	
5			・ ・	

※ただし、保護者が扶養している場合に限りです。
※補助対象は、出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童等の学校給食費です。
※備考欄には、学校名、学年、その他必要事項を記載。

【調査の同意及び補助金の請求等の委任】

- この補助金の交付決定に係る必要な調査を教育委員会が実施することに同意します。
- 寄居町から交付される学校給食費補助金の請求、受領及び学校給食費として納入することに関する一切の権限を学校長に委任します。

保護者氏名 印

様式第1号（第3条関係）

寄居町学校給食費補助金交付申請書

令和5年 4月 17日

寄居町長 あて

住所 寄居町大字寄居1234

申請者 保護者氏名 寄居太郎 印

電話番号 048-〇〇〇-XXXX

寄居町学校給食費補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 98,280 円
補助金限度額（年額）

出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒となるのは、
三 郎（補助金限度額 55,000 円）
四 葉（補助金限度額 43,280 円）
よって補助金申請額は
55,000 円 + 43,280 円 = 98,280 円

2 補助金対象期間 令和5年 4 月分 から 令和6年 3 月分

3 寄居町に住所を有し、生計を一にしている子（出生の早い順から順次に数えて第3番目以降に○印）

出生順	氏 名	性別	生 年 月 日	学 校 名・学 年
1	寄 居 一 美	女	平成〇年〇月〇日	城南大学1年
2	寄 居 二 郎	男	平成〇年〇月〇日	寄居中学校3年
③	寄 居 三 郎	男	平成〇年〇月〇日	寄居中学校1年(年額)55,000 円
④	寄 居 四 葉	女	平成〇年〇月〇日	桜沢小学校1年(年額)43,280 円
5				

※ただし、保護者が扶養している場合に限りです。
※補助対象は、出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童等の学校給食費です。
※備考欄には、学校名、学年、その他必要事項を記載。

【調査の同意及び補助金の請求等の委任】

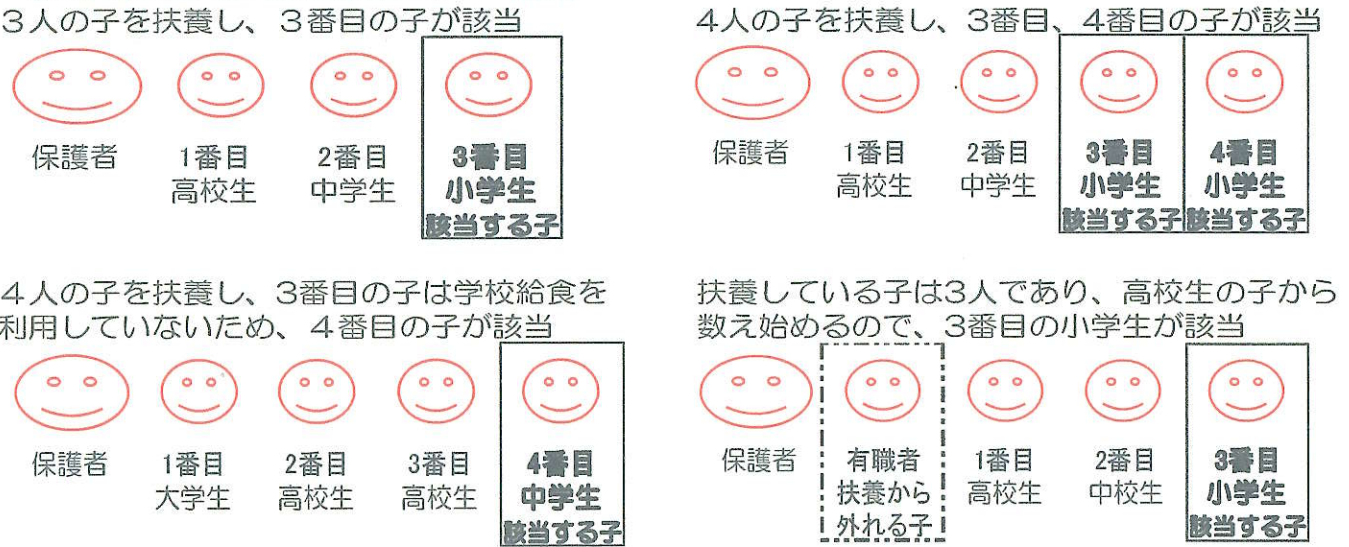
- この補助金の交付決定に係る必要な調査を教育委員会が実施することに同意します。
- 寄居町から交付される学校給食費補助金の請求、受領及び学校給食費として納入することに関する一切の権限を学校長に委任します。

保護者氏名 寄居太郎 印

【対象者】

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒の学校給食費を負担している保護者。
なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一にしている必要があります。

【対象となる場合の一例】



【補助金限度額（年額） 1人当りの給食費】

補助金限度額（年額） 1人当りの給食費（令和5年度）
小学校1年生 : 43,280円
小学校2年～6年生 : 44,000円
中学校1年～2年生 : 55,000円
中学校3年生 : 53,182円
※小学校1年生と中学校3年生の給食費の年額は、年度ごとの給食回数の増減に伴い変更されます。

【対象にならない場合の例】

- 学校給食費に未納がある。【被扶養者のうち一人でも給食費に未納がある場合は対象となりません。】
- 国又は地方公共団体の負担において学校給食費に係る扶助を受けている。
- 生活実態が認められない。
- 保護者が3人の子を扶養していても、未就学の場合は対象になりません。

